

広島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年六月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
豊田郡大崎上島町沖浦字浜 三五五番五地先から 豊田郡大崎上島町沖浦字御堂杉七九五番八地先まで	旧	四・〇〇〇 一〇・五〇〇	二八〇・〇〇	
豊田郡大崎上島町沖浦字浜 三五五番五地先から 豊田郡大崎上島町沖浦字御堂杉七九五番一一地先まで	新	一三・〇〇〇 一八・三〇〇	二六八・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二八〇・〇〇 メートル